明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧持株告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

7　第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信金告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第三項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日をいう。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8　前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信金告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

9　旧信金告示第二十二条第一項若しくは第三十四条第一項の非累積的永久優先出資又は旧信金告示第二十二条第三項若しくは第三十四条第三項の優先出資証券であって新信金告示第二十三条第四項若しくは第三十五条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものを除く。以下この項及び第十一項において「適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段」という。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

10　旧信金告示第二十三条第一項第四号から第六号まで若しくは第三十五条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新信金告示第二十四条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するＴｉｅｒ2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新信金告示第二十四条第四項各号（第十号を除く。）若しくは第三十六条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であって新信金告示第二十四条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するＴｉｅｒ2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から平成二十五年三月三十日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

11　前二項の規定にかかわらず、適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Ｔｉｅｒ1資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額又は適格旧Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額は、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。